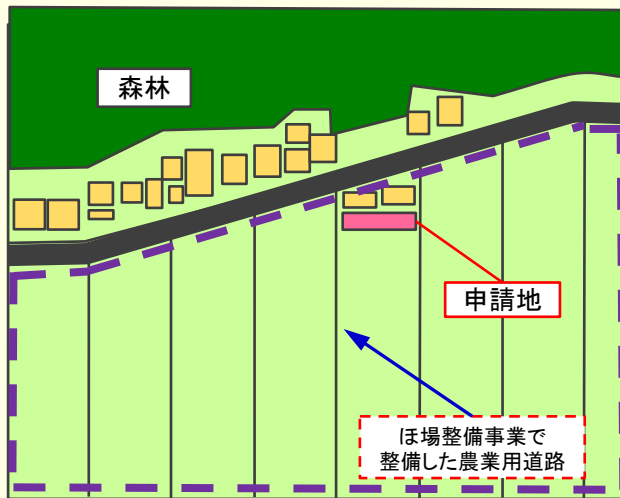


農地転用許可事務の実態調査結果(結果として許可できた事例)

事務の改善を要する事案(例4)

- ・ ほ場整備による区画を「相当数の街区を形成している区域」と判断し、第2種農地として転用を許可しているが、第1種農地と判断する必要があるあった。
- ・ 申請地は集落に接続しており、結果として第1種農地でも許可できるものではあるが、相当数の街区を形成していない農地が第2種農地と判断されることにより、点線(紫)で囲んだまとまりのある農地でも転用が進むおそれがある。



(D市)

事務の改善を要する事案(例5)

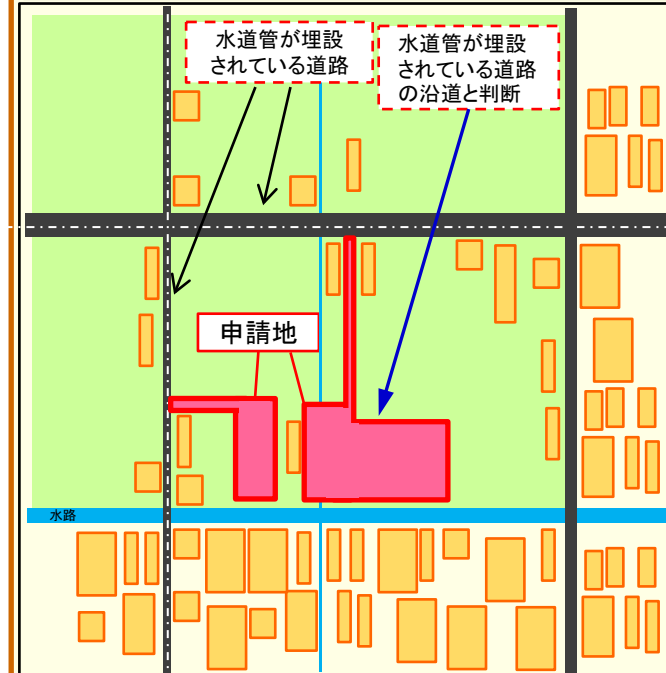
- ・ 農業用機械が容易に横断できる道路(点線(赤))により集団農地が分断されているとして、第2種農地と判断し転用を許可しているが、第1種農地と判断する必要があるあった。
- ・ 申請地は集落に接続しており、結果として第1種農地でも許可できるものではあるが、集団性が分断されていると判断された場合、点線(紫)で囲んだ農地は第2種農地として転用が進むおそれがある。



(E町)

事務の改善を要する事案(例6)

- ・ 水道管が埋設されている道路の沿道の区域であるとして、第3種農地と判断し転用を許可しているが、大部分が道路に接しておらず、その位置は沿道の区域とは言えないことから、第2種農地と判断する必要があるあった。
- ・ 申請地は第2種農地と判断され、代替性の要件を満たせば、結果として許可できるものではあるが、道路の沿道にない農地が第3種農地と判断されることにより、まとまりのある農地でも転用が進むおそれがある。



(F市)

農地転用に係る国と都道府県等との見解が異なった事案について

- 2haを超える農地転用について、事前相談の際に国と地方公共団体で当初見解が異なっていたものは60件(485ha)であった。
(平成21年農地法等の改正の施行(平成21年12月15日)から平成26年8月31日までの相談事案)
- その主な内容は、農地区分の判断に誤りがあるものや、転用規模が過大又は規模の妥当性の根拠が不明であるにもかかわらず許可可能と判断していた事案等であった。

事前相談における国と地方の見解の相違

1. 事前相談において国と地方の見解に相違があった事案の件数及び面積

(単位:件、ha)

	総数 (A)	大臣許可・ 協議済み	調整中	見解の相 違事案数 (B)	割合 (A/B)
大臣許可事案 (4ha超)	151 (1,110)	122 (867)	29 (243)	32 (401)	21.2% (36.1%)
大臣協議事案 (2ha超4ha以下)	320 (807)	299 (745)	21 (62)	28 (84)	8.8% (10.4%)
合計	471 (1,917)	421 (1,612)	50 (305)	60 (485)	12.7% (25.3%)

資料:農林水産省農村振興局農村計画課調べ

(注):下段の()は面積

2. 見解の相違の主な内容

見解の相違の主な内容	件数
農地区分の判断に誤りがあったため、是正させた事案(「一部に第3種農地を含む場合に、全体を第3種農地と判断」、「農業公共投資を行った農地を第2種農地と判断」、「容易に横断可能でも、県道により分断と一律に判断」等)	20件
転用規模が過大又は規模の妥当性の根拠が不明であると判断された事案	13件
「第2種農地は原則許可可能」として、代替性の検討を行っていなかった事案	6件
第1種農地の不許可の例外事由のいずれにも該当しないにもかかわらず許可可能と判断していた事案	5件

資料:農林水産省農村振興局農村計画課調べ

(注):平成21年12月15日～平成26年8月31日に相談があった事案

国と地方の見解が相違した事案

- 国は、個別の転用許可による対応は困難であると判断し、市街化区域への編入についての検討を提案したが、その後も個別の転用許可による対応を要請している事案(G市)
- ・ G市は、17ha(うち農地16ha)の土地について、組合施行の土地区画整理事業を検討し、農地転用の可能性について国に相談。
- ・ 国は、優良農地(農用地区域内農地)の大規模な転用事案であり、許可基準上許可できない事案であることを説明し、都市計画の市街化区域への編入を提案。
- ・ その後も都市計画を見直す動きはなく、G市は、個別の転用事案として、数回にわたって対象地や規模を変更(17ha → 90ha → 145ha)しながら、国に個別の転用許可による対応を要請。

